

令和8年度～令和10年度 原委 第1号

玄海町水道施設日常管理・点検業務委託

## 特記仕様書

令和8年3月

玄海町 生活環境課 水道係

(業務対象施設)

第1条 玄海町水道施設日常管理・点検業務一般仕様書第23条の業務対象施設は、次のとおりとする。

(1) 長倉浄水場

東松浦郡玄海町大字長倉地内

処理方法：急速ろ過方式

水源：有浦川（表流水）・浅井戸

浄水能力：2,040 m<sup>3</sup>/日

(7) 施設概要

放射状集水井	φ6,000mm×H=8.60m	1池
RC造り		
着水井	W=1.50m×L=1.60m×H=4.80m	1池
RC造り 有効容量 11.4 m <sup>3</sup>		
急速混和池	W=1.50m×L=1.50m×H=1.50m	1池
RC造り 有効容量 3.4 m <sup>3</sup>		
フロック形成池	W=1.50m×L=4.50m×H=1.50m	3列×2池
RC造り 有効容量 2.1 m <sup>3</sup>		
薬品沈殿池	W=4.50m×L=8.50m×H=2.16m	2池
RC造り 有効容量 165.2 m <sup>3</sup>		
中塩素混和池	W=0.975m×L=12.00m×H=1.60m	2池
RC造り 有効容量 37.4 m <sup>3</sup>		
急速ろ過池	W=1.00m×L=3.00m×H=3.00 m <sup>2</sup>	ろ過速度 125m/日 6池
後塩素混和池	W=1.00m×L=12.00m×H=2.49m	1池
RC造り 有効容量 29.9 m <sup>3</sup>		
活性炭ろ過機	円筒縦型φ2.8m×3.65m	ろ過速度 240m/日 2機
浄水池	W=5.30m×L=8.20m×H=2.00m	2池
RC造り 有効容量 173.8 m <sup>3</sup>		
管理棟	RC造り A=276.0 m <sup>2</sup>	地上1階 1棟
排水池	W=4.00m×L=4.00m×H=3.00m	2池
RC造り 有効容量 48.0 m <sup>3</sup> /池		
排泥池	W=0.90m×L=4.00m×H=4.00m	2池
RC造り 有効容量 14.4 m <sup>3</sup> /池		
濃縮槽	W=4.00m×L=4.00m×H=4.00m	2池
RC造り 有効容量 121.0 m <sup>3</sup> /槽		
天日乾燥床	W=6.00m×L=6.50m×H=1.00m	6床
RC造り 面積 39.0 m <sup>2</sup> /床		

(イ) 設備概要

機械設備	真空ポンプ 1.5kw×2台・空気圧縮機 1.5kw×2台 汚泥掻寄機 0.75kw×2台・フラッシュミキサー 0.75kw×1台 フロキュレーター 1.5kw×6台 汚泥攪拌機 0.4kw×2台 等
計装設備	原水濁度計、原水pH計、取水流量計、取水水位計、返送水流量計 沈殿水濁度計、沈殿水pH計、沈殿水残塩計、ろ過流量計、捨水濁度計 浄水濁度計、浄水pH計、浄水残塩計、浄水池水位計 等
薬注設備	凝集剤 PAC PACタンク 2.0m <sup>3</sup> 2槽 注入ポンプ 300~1.5ml/min 2台 滅菌設備 次亜塩素 12%溶液 次亜塩素タンク 0.6m <sup>3</sup> 2槽 前・中塩素注入ポンプ 76~0.38ml/min 2台 後塩素注入ポンプ 25~0.125ml/min 2台
ポンプ設備	取水ポンプ 水中ポンプ 2.2kw φ65 3台 表洗ポンプ 水中ポンプ 5.5kw φ65 2台 補給水ポンプ 水中ポンプ 3.7kw φ80 2台 サンプリングポンプ 0.45kw φ25 4台 0.40kw φ32 1台 送水ポンプ 多段ポンプ 22kw φ80 4台 返送水ポンプ 3.7kw φ50 2台 排泥移送ポンプ 1.5kw φ40 2台 濃縮汚泥ポンプ 1.5kw φ40 2台 活性炭ろ過ポンプ 11kw φ100 2台 活性炭逆洗ポンプ 15kw φ100 2台 等
テレメータ・ネットワーク設備	有浦取水場運転監視・有浦配水場運転監視・轟木配水場運転監視 大鳥配水場運転監視・湯野尾配水場運転監視・座川内配水場運転監視 藤平減圧場監視・栄送水ポンプ場運転監視・栄配水場監視・白島追塩場監視 値賀浄水場運転監視・値賀第3配水場運転監視他

(ウ) 関連施設概要

- ①有浦取水場 東松浦郡玄海町大字長倉地内  
取水ポンプ 水中ポンプ 2.2kw φ80 2台
- ②有浦配水場 東松浦郡玄海町諸浦地内  
配水池 PC造り 有効容量 600m<sup>3</sup>、ポンプ・電気室 RC造り 床面積 25.2m<sup>2</sup>  
送水ポンプ 縦型ポンプ φ40 5.5kw 2台  
配水残塩計

- ③轟木配水場 東松浦郡玄海町大字轟木地内  
 配水池 SUS造り 有効容量 115<sup>m</sup><sub>3</sub>、ポンプ・電気・追塩室 RC造り 床面積 33.25<sup>m</sup><sub>2</sub>  
 送水ポンプ 縦型ポンプ φ32 3.0kw 2台  
 次亜注入ポンプ 0.03~3.0ml/min 2台、受水残塩計、配水残塩計
- ④大鳥配水場 東松浦郡玄海町大字傘形地内  
 配水池 PC造り(高架) 有効容量 50<sup>m</sup><sub>3</sub>  
 ポンプ・電気・追塩室 RC造り 床面積 21.0<sup>m</sup><sub>2</sub>  
 次亜注入ポンプ 0.03~3.0ml/min 2台、受水残塩計、配水残塩計
- ⑤湯野尾配水場 東松浦郡玄海町大字湯野尾地内  
 配水池 RC造り 有効容量 77<sup>m</sup><sub>3</sub>、電気・追塩室 RC造り 床面積 21.0<sup>m</sup><sub>2</sub>  
 次亜注入ポンプ 0.03~3.0ml/min 2台、受水残塩計、配水残塩計
- ⑥座川内配水場 東松浦郡玄海町大字座川内地内  
 配水池 RC造り 有効容量 75<sup>m</sup><sub>3</sub>、電気・追塩室 RC造り 床面積 21.0<sup>m</sup><sub>2</sub>  
 次亜注入ポンプ 0.03~3.0ml/min 2台、受水残塩計、配水残塩計
- ⑦藤平減圧場 東松浦郡玄海町大字藤平地内  
 φ75 減圧弁 1基、電気・水質監視室 RC造り 床面積 21.0<sup>m</sup><sub>2</sub>  
 配水残塩計
- ⑧栄送水ポンプ場 東松浦郡玄海町大字有浦下地内  
 受水槽 SUS造り 有効容量 40<sup>m</sup><sub>3</sub>、ポンプ・電気・追塩室 RC造り 床面積 40.0<sup>m</sup><sub>2</sub>  
 送水ポンプ 縦型ポンプ φ40 7.5kw 4台  
 次亜注入ポンプ 0.08~7.5ml/min 2台、受水残塩計
- ⑨栄配水場 東松浦郡玄海町大字大菌地内  
 配水池 PC造り(高架) 有効容量 510<sup>m</sup><sub>3</sub>、電気室 PC造り(配水池下)  
 配水残塩計
- ⑩白島追塩場 東松浦郡玄海町大字有浦下地内  
 電気・追塩室 RC造り 床面積 21.0<sup>m</sup><sub>2</sub>  
 次亜注入ポンプ 0.035~3.5ml/min 2台、配水残塩計
- ⑪有浦上配水池 東松浦郡玄海町大字有浦上地内  
 配水池 RC造り 有効容量 114<sup>m</sup><sub>3</sub>  
 塩素発生装置、残塩計
- ⑫有浦下配水池 東松浦郡玄海町大字有浦下地内  
 配水池 RC造り 有効容量 60<sup>m</sup><sub>3</sub>  
 塩素発生装置、残塩計
- ⑬傘形第1配水池 東松浦郡玄海町大字傘形地内  
 配水池 RC造り 有効容量 79<sup>m</sup><sub>3</sub>
- ⑭傘形第2配水池 東松浦郡玄海町大字傘形地内  
 配水池 RC造り 有効容量 64<sup>m</sup><sub>3</sub>  
 塩素発生装置、残塩計
- ⑮石田配水池 東松浦郡玄海町大字石田地内

配水池 R C造り 有効容量 43 m<sup>3</sup>、電気室 R C造り 床面積 15.9 m<sup>2</sup>  
塩素発生装置、残塩計

⑯値賀第3配水池 東松浦郡玄海町大字浜野浦地内

配水池 R C造り 有効容量 212 m<sup>3</sup>

塩素発生装置、残塩計

⑰加部良加圧ポンプ場 東松浦郡玄海町大字座川内地内

加圧ポンプ φ50 ユニット式 2台内蔵 1台

⑱大菌配水池 東松浦郡玄海町大字大菌地内

※休止中、低区流量計のみ使用

## (2) 値賀浄水場

東松浦郡玄海町大字今村地内

処理方式：緩速ろ過方式

水源：志礼川・サヤノ神川（表流水）

浄水能力：670 m<sup>3</sup>/日

### (7) 施設概要

着水井 W=1.00m×L=3.00m×H=2.00m 1池

R C造り 有効容量 6.0 m<sup>3</sup>

ろ過ポンプ井 W=5.36m×L=5.65m×H=1.20m 1池

R C造り 有効容量 36.3 m<sup>3</sup>

分水渠 W=1.50m×L=1.50m×H=1.20m 1池

R C造り 有効容量 2.7 m<sup>3</sup>

緩速ろ過池 W=7.40m×L=11.10m 3池

R C造り 面積 82.1 m<sup>2</sup>/池

第1配水池 W=3.50m×L=7.50m×H=3.50m 2池

R C造り 有効容量 183.8 m<sup>3</sup>

管理棟 R C造り A=54.3 m<sup>2</sup> 地上1階 1棟

排泥池 W=3.00m×L=5.00m×H=2.60m 1池

R C造り 有効容量 39.0 m<sup>3</sup>

濃縮槽 φ3,800mm×H=3.05m 1池

鋼板製 有効容量 34.6 m<sup>3</sup>

天日乾燥場 W=3.00m×L=5.00m 4池

R C造り 面積 15.0 m<sup>2</sup>/池

### (i) 設備概要

機械設備 上向流連続移動床砂ろ過機 φ1400×4.20m SUS製 2基

空気電源設備 165l/min×1.5kw×200V 2台

	テレスコープ型自動流量調整装置	3台		等
計装設備	取水流量計、ろ過流量計、配水流量計、原水濁度計、浄水色度・濁度計、残塩計、配水池水位計			等
薬注設備	凝集剤	PAC		
	PACタンク	0.4m <sup>3</sup>	1槽	
	注入ポンプ	0.25~24.6ml/min	2台	
	滅菌設備	次亜塩素	12%溶液	
	次亜塩素タンク	0.1m <sup>3</sup>	2槽	
	次亜塩素注入ポンプ	0.12~12.3ml/min	2台	
ポンプ設備	ろ過ポンプ	水中ポンプ	2.2kw	φ65 2台
	原水サンプリングポンプ		φ20	1台
	浄水サンプリング兼給水ポンプ		φ40	1台
	汚泥移送ポンプ	0.75kw	φ50	2台
	汚泥引抜ポンプ	2.2kw	φ50	2台
	上澄水移送ポンプ	0.4kw	φ40	1台

(7) 関連施設概要

①値賀(志礼川)取水場 東松浦郡玄海町大字今村地内

可動堰 W=8.45m×H=1.25m

②値賀(貯水池)取水場 東松浦郡玄海町大字今村地内

貯水池 バイドパネル式 有効容量 450m<sup>3</sup>、ポンプ室 RC造り 床面積 9.7m<sup>2</sup>

取水ポンプ 陸上式多段ポンプ φ80 30.0kw 2台

真空ポンプ 2台

③値賀第2配水場 東松浦郡玄海町大字今村地内

配水池 RC造り 有効容量 214m<sup>3</sup>、管理室 RC造り 床面積 20.3m<sup>2</sup>

(3) 新田浄水場

東松浦郡玄海町大字新田地内

水源 : 黒形川(表流水)

(7) 施設概要

貯水池 φ46,000mm×H=6.1m 1池

PC造り 有効容量 10,000m<sup>3</sup>

ポンプ・電気室 RC造り A=41.7m<sup>2</sup> 地上1階 1棟

(4) 設備概要

計装設備 取水流量計、送水流量計、貯水池水位計、原水濁度計 等

ポンプ設備 取水ポンプ 水中ポンプ 1.5kw φ80 2台

(7) 関連施設概要

①新田取水場 東松浦郡玄海町大字牟形地内

取水堰 重力式コンクリート堰 W=6.1m×L=4.0m×H=0.7m

沈砂池 RC造り W=1.5m×L=3.7m×H=1.5m

②仮屋取水場 東松浦郡玄海町大字仮屋地内

水 源 : 石田川 (伏流水)

ポンプ室 RC造り

取水ポンプ 陸上式多段ポンプ φ50 3.7kw 2台

(業務内容細目)

第2条 玄海町水道施設日常管理・点検業務一般仕様書第2条の業務内容の細目は、次のとおりとする。

- (1) 各施設(設備)の運転操作に関すること。
  - (ア) 取水施設ゲート、各仕切弁の開閉操作。
  - (イ) 取水施設、沈砂池スクリーンの点検。
  - (ウ) 水質計器の監視及び巡視点検。
  - (エ) 浄水場各仕切弁の開閉操作。
  - (オ) 薬品混和用急攪ポンプの運転操作。
  - (カ) 前処理機の運転操作。
  - (キ) 薬品注入設備機器類の運転操作。
  - (ク) フロック形成池設備機器類の運転操作。
  - (ケ) 沈殿池設備機器類の運転操作。
  - (コ) 急速ろ過池設備機器類の運転操作。
  - (サ) 緩速ろ過池設備機器類の運転操作。
  - (シ) 各ポンプ場、配水池の運転操作及び監視。
  - (ス) 各受電設備、計装設備の運転操作及び監視。
  - (セ) 工事、作業等に伴う関連施設の運転操作。
  - (ソ) その他関連設備の運転操作監視記録。
- (2) 各施設(設備)の巡視点検に関すること。
  - (ア) 各施設、設備機器類の巡視点検。
  - (イ) 設備機器類、作動状況の巡視点検。
  - (ウ) 設備機器類の目視、触診、振動等の巡視点検。
  - (エ) 各水位計、流量計の巡視点検記録。
  - (オ) 計器類の指示値、表示灯等の巡視点検。
  - (カ) その他、指示された巡視点検、簡易な修理。
  - (キ) 河川の巡視、原水水質の目視点検。
  - (ク) 管末残塩測定及び管末水の濁度・色度の目視点検程度。
- (3) 水処理(原水、処理水、浄水等)及び水質管理に関すること。
  - (ア) 油類の流入等の監視点検。
  - (イ) 水処理工程の日常的な水質管理(水質計器指示分)。
  - (ウ) 薬品等、適正注入量の点検確認及び実量測定。
  - (エ) 各水質計器、検査機器、試薬品等の保管管理。

- (4) 各施設（設備）の保守点検に関すること。
  - (7) 設備保守点検（機器の保守点検、異常の有無、軽微な不具合箇所の整備）別紙保守点検要領の作業を含む。
  - (イ) 水質計器の保守点検（清掃、0点、スパン校正程度）。
- (5) 運転記録、帳簿の作成。
  - (7) 各日報作成。
  - (イ) 各月報作成。
  - (ウ) 年報資料の作成。
  - (エ) 各種帳簿、記録簿の整理整頓及び管理。
  - (オ) その他、指示された書類の作成。
- (6) 各施設（設備）の簡易な故障の修理に関すること。
  - (7) 施設設備、機器類等の軽微な故障の修繕。
  - (イ) その他、指示された軽微な故障の修繕。
- (7) 各施設（設備）の巡視に関すること。
  - (7) 取水施設、沈砂池内土砂等堆積物の巡視。
  - (イ) 河川の砂堆積状況の確認、排砂作業。
- (8) 各施設（設備）の管理、清掃に関すること。
  - (7) 各施設、設備等の巡視点検及び整理整頓、清掃。
  - (イ) 管理棟建屋の清掃、整理整頓。
  - (ウ) 共用品、工具、機器類の整理整頓及び管理。
  - (エ) 共用施設の清掃、整理整頓。
- (9) 緊急時（事故、停電、災害、水質異常等）の処理に関すること。
  - (7) 人身事故・受託者単独で復旧できない緊急事態が発生した場合は、直ちに監督員へ報告し、その指示に従うこと。
  - (イ) 水質の急変時や断水の恐れがある場合は直ちに監督員へ報告し、緊急時における受託者の対応で処置すること。また、作業完了時には再度監督員に報告すること
  - (ウ) その他緊急時は、受託者にて応急処置を行い、監督員へ報告すること。
- (10) その他各号に関する指示事項。
  - (7) 各施設、設備等の運転操作に関する変更指示。
  - (イ) 薬品注入率に関する変更指示。
  - (ウ) 取水量、送水量等、各水量の変更指示。
  - (エ) 配水池等、各水位の変更指示。
  - (オ) その他の各種、調査資料作成の指示。

(各施設の巡視)

第3条 玄海町水道施設日常管理・点検業務一般仕様書の第2条(3)に定める、巡視は次表のとおりとする。

施設名	巡視する設備等	回数	備考	
有浦取水場	取水口、ポンプ室、電気室	5回以上/週		
有浦配水場	ポンプ・電気室、配水池	1回以上/週		
轟木配水場	ポンプ・電気・追塩室、配水池	1回以上/週		
大鳥配水場	電気・追塩室、配水池	1回以上/週		
湯野尾配水場	電気・追塩室、配水池	1回以上/週		
座川内配水場	電気・追塩室、配水池	1回以上/週		
藤平減圧場	電気、減圧弁室	1回以上/月		
栄送水ポンプ場	ポンプ・電気・追塩室、受水槽	1回以上/週		
栄配水場	電気室、配水池	1回以上/週		
白島追塩場	電気・追塩室	1回以上/週		
有浦上配水池	操作盤、配水池	1回以上/週		
有浦下配水池	操作盤、配水池	1回以上/週		
値賀浄水場	ポンプ・電気・薬注室、着水井 緩速ろ過池、配水池、排泥池 前処理機、テレスコプ弁	5回以上/週		
値賀(志礼川)取水場	取水口、可動堰、導水路	5回以上/週		
値賀(貯水池)取水場	ポンプ室、貯水池	5回以上/週		
値賀第2配水場	管理室、配水池	1回以上/週		
仮屋取水場	取水口、ポンプ室	1回以上/週		
新田浄水場	貯水池、着水井、普通沈殿池、薬注室 緩速ろ過池、ポンプ・電気室	5回以上/週		
新田取水場	取水口、沈砂池	5回以上/週		
牟形第1配水池	操作盤、配水池	1回以上/週		
牟形第2配水池	操作盤、配水池	1回以上/週		
加部良加圧ポンプ場	加圧ポンプ	1回以上/週		
石田配水池	電気室、配水池	1回以上/週		
大菌配水池	電気室	1回以上/月		
値賀第3配水池	操作盤、配水池	1回以上/週		
長倉浄水場	別添 長倉浄水場保守点検要領	8h/日		
町内管末残塩測定及び 濁度、色度	白島追塩系	力石地区	1回以上/日	公民館
	有浦上配水系	有浦上地区	1回以上/日	公民館

(目視程度)	有浦下配水系	有浦下地区	1回以上/日	排泥箇所
	栄配水系	小加倉地区	1回以上/日	公民館
	値賀浄水系	値賀川内地区	1回以上/日	公民館
	値賀第3配水系	普恩寺地区	1回以上/日	池田様宅
	石田配水系	石田地区	1回以上/日	草場様宅
	長倉配水系	新田地区	1回以上/日	ふるさと発想館
	牟形第2配水系	牟形地区	1回以上/日	排泥箇所
	座川内配水系	座川内地区	1回以上/日	公民館
	湯野尾配水系	湯野尾地区	1回以上/日	公民館
	大鳥配水系	大鳥地区	1回以上/日	公民館
	轟木配水系	藤平地区	1回以上/日	公民館

注) 具体的な内容、詳細は監督員との打ち合わせにより従うものとする。

(その他の業務箇所)

第4条 玄海町水道施設日常管理・点検業務一般仕様書の第30条に定める、清掃箇所は次のとおりとする。

- (ア) 長倉浄水場 管理棟
- (イ) 値賀浄水場 管理棟
- (ウ) 仮屋浄水場 管理棟
- (エ) 新田浄水場 管理棟
- (オ) その他指定場所

具体的な清掃内容等は監督員の指示に従うものとする。

第5条 一般仕様書第12条及び特記仕様書第2条(9)の緊急時の対応

